

企画競争説明書

業務名称： インド国ミゾラム州がん病院・研究センター整備事業準備調査【有償勘定技術支援】

調達管理番号： 21a00254

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年6月16日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年6月16日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：インド国ミゾラム州がん病院・研究センター整備事業準備調査【有償勘定技術支援】
- (2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2021年8月 ～ 2022年10月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の36%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の4%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者 : 小嶋良輔 Kojima.Ryosuke2@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

南アジア部南アジア第一課

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

・本件については、特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年6月25日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年7月1日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年7月9日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
 なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - 現地再委託経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - c) 特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 = 1.46923 円
 - b) US\$ 1 = 108.842 円
 - c) EUR 1 = 131.973 円
- 5) その他留意事項
 - 特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - ① 業務主任者／がん対策体制構築
 - ② 施設建設計画・設計
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
 - 約 6.3 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格} \right) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差（%）に応じた価格点

最低価格との差（%）	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年7月26日（月）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたしません。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があ

った場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：保健システムの構築・強化

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期／中止せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／がん対策体制構築

➤ 施設建設計画・設計

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／がん対策体制構築）】

a) 類似業務経験の分野：保健システム構築・強化

- b) 対象国又は同類似地域：全世界
 - c) 語学能力：英語
 - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野 施設建設計画・設計】
- a) 類似業務経験の分野：医療施設建設計画・設計
 - b) 対象国又は同類似地域：評価せず
 - c) 語学能力：評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(45)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	15	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	15	
(3) 要員計画等の妥当性	10	
(4) その他(迅速化の取組)	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(45)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/がん対策体制構築</u>	(30)	(13)
ア) 類似業務の経験	12	6
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	6	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	—	(13)
ア) 類似業務の経験	—	6
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>施設建設計画・設計</u>	(15)	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	5	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「インド国ミゾラム州がん病院・研究センター整備事業準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

インド政府は、国家保健プログラム（National Health Mission）等に取り組んできており、乳幼児死亡率や妊産婦死亡率等は改善が図られてきている。他方、経済発展に伴う生活習慣の変化等により、がんや糖尿病、心血管疾患等の非感染症疾患（Non-Communicable Diseases：NCDs）が同国保健分野の大きな課題となっており、インドにおけるNCDsによる死亡割合は60%を超える（印政府、2016）。特にがんの年間発生件数は1990年の約55万人から2016年の約110万人の約2倍に増加し（The Lancet、2018）、また5年生存率が約3割（The Lancet、2014）と、日本の約6割（国立がん研究センター、2019）と比較しても低く、がんに対する医療サービスの提供体制の整備は喫緊の課題となっている。

かかる状況下、インド政府は2010年にNCDs予防・対策のための国家プログラム National Program for Prevention and Control of Cancer, Diabetes, Cardiovascular diseases and Stroke を策定し、医療インフラ強化や早期発見の促進等を通じ、がんに対する医療体制の改善に取り組んでいる。しかしながら、インドでは人口増加や高齢者の増加、経済発展に伴う生活習慣の変化等に伴い、今後がん罹患者は増加し続けることが予想されており、一層の対策が求められている。

本事業が対象とするミゾラム州は2016年時点のがんの発生率が全国で2番目に高く、死亡率は全国で最も高い（The Lancet、2018）。州政府はこれを同州保健セクターにおける最大の課題と位置づけ、新たにがんのスクリーニング等を行うためのNCDs診療所の設置を進めているなど、予防啓発及び早期発見等に積極的に取り組んでおり、州内で必要ながん治療が完結できるようながんの予防、検診、治療、人材育成、研究等の総合的ながん対策体制を展開するモデル州となることを目指している。その一方で、現在州内で手術を含めたがん治療を行うことができる病院はなく、がん治療に有効な放射線治療体制等が整っている既存の州立がん病院が1か所あるのみであるが、同病院も十分な施設規模、医療設備、機材及び専門人材を有していない。さらに、州内には、がんの専門教育を行う機関がなく、がん専門人材の育成が進まないといった問題が生じている。このため、州内で検診・治療ができるがん患者数は極めて限られており、州外へ搬送される患者は、身体的、精神的、経済的な負担が大きい他、州政府負担である治療費と移送費は同州の予算を圧迫している。また、同州では、特に肺がん、胃がん等の発生率が国内最悪の水準（印政府、2016）という特徴も有しており、同州におけるがんの特性を踏まえた予防及び治療等についての実践と研究を担う体制整備が必要となる。本事業は、国内でも特にがんの発生率と死亡率が高いミゾラム州において、がん治療及び研究拠点となる医療施設を整備し、同拠点を中核とした地

域のがん対策の体制を構築することにより、同地域の住民に対し、がん対策のための予防、検診、治療について州内で十分なアクセスを提供するとともに、地域のがん対策を支える人材育成と研究を推進し、もって同地域の保健医療体制の強化を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進に寄与するものであり、同国及びミゾラム州の保健セクターにおける重要事業と位置付けられる。

本協力準備調査（以下、「本調査」という。）は、インド政府からの要請を踏まえ、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行い、開発効果を増大させることを目的として実施するものである。

第3条 プロジェクトの概要

（1）事業名

ミゾラム州がん病院・研究センター整備事業

（2）事業目的

本事業は、インド国内でも特にがんの発生率と死亡率が高いミゾラム州において、がん治療及び研究拠点となる医療施設を整備し、同拠点を中核とした地域のがん対策の体制を構築することにより、同地域の住民に対し、がん対策のための予防、検診、治療について州内で十分なアクセスを提供するとともに、地域のがん対策を支える人材育成と研究を推進し、もって同地域の保健医療体制の強化を通じたUHCの推進に寄与するもの。

（3）事業概要¹

- 1) がん予防・治療・研究等の医療施設（延床面積約 24,000 m²、病床数約 150（現在の病床数は約 50））の建設・改修及び関連機材（直線加速器、陽電子放出断層撮影機、マンモグラフィ等）整備
- 2) コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、組織能力強化、人材育成、地域がん対策体制構築支援等）

（4）対象地域

インド国ミゾラム州

（5）関係官庁・機関

本調査の対象となる事業に関する関係官庁・実施機関は以下の通りである。但し、本事業ではその事業の特性から、これ以外にも中央政府の保健家族福祉省や、ミゾラム州政府の他省庁と密に連携することが求められることが想定されるため、調査の過程において、これ以外の官庁・機関が関係する場合は、その旨JICAに報告し、確認・了解を得た上で調査を継続すること。

- 1) 実施機関：ミゾラム州政府保健・家族福祉局（Government of Mizoram, Health and Family Welfare Department）

（6）本プロジェクトに関連する我が国の主な支援活動

¹ 現時点での想定であり、調査内容の検討を通じて調整される可能性があるため、その場合は別途、発注者と受注者間にて協議を行う。

・タミル・ナド州非感染性疾患対策プロジェクト

第4条 業務の目的と範囲

本調査は、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、もって我が国の有償資金協力事業として本事業を実施するにあたって JICA が行う審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第7条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

第5条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の成果は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際の検討資料及び当国の事業承認の基礎資料として用いられることとなる。本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分 JICA と協議し、承認を得る。

また、本業務で検討・策定した事項が実施機関／関係機関への一方的な提案とならないよう、借入国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。

一方、当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、借入国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意する。

(2) 審査の重点項目

本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、取りまとめに際して、JICA から別途指示する基本的な基準、様式に従ってとりまとめること。

- 1) 地域がん対策体制構築計画
- 2) 適用される技術基準
- 3) 施工計画
- 4) 調達計画
- 5) コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、組織能力強化、人材育成、地域がん対策体制構築支援等）
- 6) 事業費
- 7) 事業実施スケジュール
- 8) 事業実施体制
- 9) 運営・維持管理体制
- 10) 運用・効果指標
- 11) 内部収益率（IRR）
- 12) 環境社会配慮
- 13) 類似の既往案件を踏まえた教訓の抽出と対応策の検討

また、審査に当たり必要な項目の追加を指示する可能性がある。

(3) JICA 本部への事前説明・確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について借入国政府側の関係省庁・機関に提示する場合には、JICA 本部に事前に説明・確認の上、その内容について承認を得るものとする。借入国政府、特に実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに JICA に報告し、対応

方針について指示を受けること。

なお、JICA への説明・確認については、JICA への説明・確認については、対面、オンラインによる会議形式で行うことを原則とし、困難な場合は電子メール等による実施も可とする。打合せ後は、必要に応じて受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、現地渡航が不可となる可能性があるため、調査の一部或いは全工程が遠隔実施となる場合は、遠隔での調査方針について JICA に提案を行い、打合せ、確認を行う。なお、建設予定地は丘陵地にあることから、特に地質調査においては十分な調査の質が確保されるローカルリソースを活用することに留意すること。

(4) 先行調査・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用

本調査に先立って以下に列挙する調査、事業が実施されているところ、かかる先行調査・既往事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査実施が求められる。プロポーザルにおいて、先行調査・既往事業から得られる情報と本調査で必要な項目について整理し、本調査で調査すべき事項についてその理由と共に提案すること。

先行調査・既往事業一覧

- 1) ミゾラム州が作成した詳細プロジェクト報告書 (Detailed Project Report: DPR)

(5) 調査における地理的な対象範囲

本調査における自然条件調査、事業実施スケジュール（施工計画、工事安全対策等を含む）、環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所（及びその周辺）のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関により提供されるべき用地（例：土取り場、土捨て場、工所用ヤード、工所用道路等の関連インフラ、等）（及びその周辺）についても考慮に含まれることに留意する。更に、本事業は地域の保健医療体制の強化を目的としていることから、例えば、ミゾラム州内の一次医療施設等、同体制を構築するにあたり必要な施設等についても、調査対象となることに留意する。

(6) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術活用（の可能性）について「第6条 業務の内容」の指示に従い検討する。検討にあたっては本邦技術を適用することによる経済性の向上、工期短縮、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を JICA へ報告し、確認を得るとともに、適用を提案する本邦技術について先方関係官庁・機関と十分に協議・調整を行う。

さらに、本邦企業の事業参入促進にあたっては、関連本邦企業の参入意向に留意しつつ競争性確保を図ることができるよう、現地ニーズや現地での維持・運営管理（スペアパーツ等現地調達）の可否を踏まえつつ検討する。また、インドにおいて保健医療分野のビジネス展開を目指す本邦企業との連携可能性についても検討する。インドでは PPP などの形で、公的病院が民間企業にサービスの委託等を行っているケースがあり、こうした連携の余地がないかも含め検討する。

加えて、日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性があれば、プロポーザルで提案する。JICA の中小企業・SDGs ビジネス支援事業に関する情報は、以下の JICA のウェブサイト

(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html) を参照し、過去の採択事業リスト等も参考にする。

(7) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下「JICA環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)」という。)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリBに分類されている。調査の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合などは必要に応じてカテゴリ分類を変更することがある(「JICA環境社会配慮ガイドライン」2.2.7)。この場合には、追加で必要となる業務内容等を含め、契約変更の協議を行う。

本調査においては、JICA環境社会配慮ガイドラインにそって、借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令/許認可手続き、世界銀行セーフガードポリシー等を必要に応じて参照しつつ「第6条 業務の内容」に示す業務を行う。

借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令/許認可手続きの内、特に重要と思われるものを以下に列挙するが、これに関わらず必要なものは適宜参照すること。

- 1) The Environment (Protection) Act, 1986, amended 1991
- 2) The Water (Prevention and Control of Pollution) Act, 1974 (Amendment 1988).
- 3) The Water (Prevention and Control of Pollution) Cess Act 1977, (Amendment), 2003.

また本調査における環境社会配慮において特に留意すべき点は以下の通りである。

- ・ 工事中は大気、水質、廃棄物、騒音・振動等の影響が想定される。供用時の医療廃棄物(放射性治療を行う施設なので被ばくを生じさせる廃棄物が生じる場合はその廃棄物)、排水、排気の処理方法及び実施体制について、確認が必要。
- ・ 既存のミゾラム州がん研究所を取り壊して、施設建設を行う場合には、取り壊し工事の環境影響にも配慮が必要。
- ・ 微生物・病原体等を取り扱う検査室・実験室などが含まれる場合には、取り扱う微生物・病原体に応じたバイオセーフティレベルの施設とすることの確認と、供用時の運営体制について確認が必要。
- ・ 用地取得・非自発的住民移転の発生有無について、確認が必要。
- ・ 先住民族の居住区に影響を与えないこともあわせて確認が必要(カテゴリ分類に影響を与える重要な情報であり、特に留意が必要)。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響に配慮しつつ、事前に周辺住民・対象施設関係者への事業実施予定に係る周知等、ステークホルダー協議の実施方法について十分な検討が必要。

(8) 施工時の安全対策について

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し(例:安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制、新設病棟の建設時及び既存病棟改修時等における医師や患者等の第三者に対する安全対策(プロジェクト期間中も既存の州立がん病院が運営されることが想定されるため)等)、(コンサルティング・サービスを含む)事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては借入国の建設分野に適用される労働安全衛生法制、及び関連の各種基準を確認すると共に、「JICA安全標準仕様書(JICA Standard Safety Specification: JSSS)(2021年2月)を参照すること。JSSSは円借款事業で一般的に発生する工種や現場の状況

における工事安全上の最低限の要求事項を示したものであり、円借款事業の建設工事を伴う契約の一部として使用することが広く推奨される。

なお、同仕様書は一部円借款融資対象契約においては適用することを想定していないが（仏語圏／西語圏、FIDIC 契約約款を用いない契約については不適用）、その内容に鑑み、本事業の実施段階で使用される、されないにかかわらず内容を十分に理解した上で調査を実施すること。

また、借入国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）については、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

（９） 調査実施段階、及び事業実施段階における治安上の安全対策

当該事業の借入国／事業対象地域は、一般犯罪やテロ等の治安面でのリスクが一定以上あると認識されているところ、調査実施に当たっては JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）に従うこと。

さらに、概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負うこととし、JICA から提供される「安全対策ガイダンス」（2019 年 4 月）を参照しつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、別途指定する様式に従い、案件別安全対策検討シート（案）を作成すること。

（１０） 建設における Information and Communication Technology (ICT) 技術の活用 (CIM/BIM)

本項目は該当しない。

（１１） 調査データの提出

デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進の観点から、JICA では事業を通じて得られるデータを集約し、効率的・効果的な案件管理・案件形成を目指す方針としている。JICA として集約すべきデータの種類や様式について検討段階にあり、本調査では今後の検討の材料として試行的に調査データの取得を実施する。自然条件調査、需要調査、ベースライン調査等を通じて得られる調査データに関し、位置情報が含まれるデータについては後述する様式に従い JICA に提出する。将来的には調査データの取得に当たっては可能な限り位置情報の取得を求めることを想定しているが、本調査においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。なお、調査データの取得に当たっては、当該協力準備調査の実施対象地域の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合或いは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、JICA が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出すること。

データ格納媒体：CD-R を基本とする。CD-R に格納できないデータについては提出方法を JICA と協議する。

データ形式：KML もしくは GeoJSON 形式とし、ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式で提出する。なお、Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終報告書に合わせ提出する。

（１２） リスク管理シート (Risk Management Framework) について

開発途上国における円借款事業は、実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあ

り、大型のインフラ事業においてこのような状況がもたらす影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施（案件監理）段階において発生し得る問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク要因の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本業務においては JICA が提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏める。

（13） インド及びミゾラム州におけるがんの傾向とがん対策（予防・検診・治療・人材育成・研究等）の体制にかかる課題の特定と解決策の検討

本事業は、ミゾラム州におけるがん対策のための予防、検診、治療、人材育成、研究等の体制をがん病院・研究センターの整備等を通じて構築することを目指しているものであるが、調査の初期段階でインド及びミゾラム州のがんの基本情報とがん対策体制の現状を分析の上、課題を特定し、課題の背景にある要因の洗い出しと、同要因の優先度を考慮し、具体的な解決策を検討する。この点については JICA として力点を置いて実施していく方針であり、JICA と密接に連携をしながら検討や情報収集を進めていくこととする。また、インド及びミゾラム州におけるがん対策に関連する政策について概要を確認する。（14）以下の項目は、これらの課題認識、解決策と整合的な形で検討を行っていく。

また、ミゾラム州政府が策定予定の State Health Policy について情報収集を行い、JICA が同州政府に政策提言を行うことを念頭に内容の分析を行い、提言内容を取りまとめる。なお、政策提言は、本事業にて構築支援を行うミゾラム州のがん対策体制をモデルケースとして他州に展開することに対する同州政府のコミットメントを確認するために行うものとし、そのための提言案とする。

（14） ミゾラム州におけるがん対策体制構築の全体計画（本事業の対象範囲）

ミゾラム州政府は本事業の実施可能性確認のため、DPR を既に作成しており、本調査においても可能な限り DPR の内容を活用することとする。ただし、DPR においては、がん病院・研究センターの施設建設を中心とした検討が行われているが、本事業は、単にがん治療及び研究拠点となる医療施設を整備する事業ではなく、州内で必要ながん治療が完結できるようながんの予防、検診、治療、人材育成、研究等の総合的ながん対策体制の構築を行う事業である。こうした体制を構築するには施設整備や機材調達のハード面のみでは不十分であり、組織能力強化、人材育成、下位医療施設との連携等を含む 地域がん対策体制構築支援といったソフト面での支援を組み合わせる事業にすべき点に留意し、事業計画を策定する。

（15） ジェンダー主流化ニーズ、デザインへの配慮

調査の実施に際しては、実施機関が行うジェンダー主流化事例の調査を行うとともに、ミゾラム州、地域社会（や家庭内）における男女の労働や力関係の現状、医療従事者のジェンダー格差の有無、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合はジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを事業内容に反映させる。具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

- 1) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- 2) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- 3) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

(16) 実施機関の円借款事業における借入・調達手続き実施能力の確認

ミゾラム州政府保健福祉局はこれまで円借款の借入人・実施機関となった実績がなく、本事業が初めての円借款事業となるため、借入・調達能力について確認し、これらの手続きが適切に行われるよう必要な対応策について検討する。また、事業開始後の不正腐敗の発生を防止するための対応策についても、必要に応じて検討する。加えて、本調査における現地調査・オンライン調査の機会も活用し、調達ガイドラインや環境ガイドライン等の円借款のプロセス・ルールへの理解促進を丁寧に図る。

(17) 病院施設設計・病院運営管理・病院間連携に関する日本の知見活用

病院の効率的かつ効果的な運用を考慮し、我が国の官・民が有する病院施設設計、病院運営・管理等に関する知見・ノウハウ活用について、情報収集の上、具体的な適用可能性について確認・検討する。具体的には、地域がん対策体制（がん検診体制を含む）、遠隔医療、IT システム、患者動線設計等が想定される。

(18) がん対策人材育成に関する日本の知見活用

ミゾラム州公的医療機関における医療人材育成ニーズを確認し、本事業（円借款）のコンサルティング・サービス業務の一環として、事業のソフトコンポーネントに医師、看護師、医療従事者に対する能力強化支援を含めることを検討する。

現状想定される医療人材育成ニーズは、がんの治療・看護の質向上支援（卒後研修等を想定するが、調査においてニーズを要確認）、医療機材の保守管理、医療従事者の 5S・カイゼン等。日本政府がアジア健康構想の下で推進しているインドと日本の大学機関の既存の連携枠組み及び取組内容等についても特に本事業関連分野の情報収集を行い、人材育成支援等における連携可能性を検討する。

また、ミゾラム州の地域がん対策体制構築のための行政管理能力強化（受診率等の医療情報管理、がんの早期発見のための取組推進や医療人材の確保等を含む政策立案等）のニーズについても確認し、本事業（円借款）のコンサルティング・サービス業務の一環として、事業のソフトコンポーネントにミゾラム州政府保健福祉局の行政官に対する能力強化支援を含めることも検討する。

かかる能力強化支援にあたって日本の省庁・大学等のリソースの活用可否も検討し、JICA とも相談の上、これらの機関と連携可能性につき協議を行う。

(19) 案件形成段階、案件実施段階での中央政府との連携

中央政府においても、2010 年に NCDs 予防・対策のための国家プログラム National Program for Prevention and Control of Cancer, Diabetes, Cardiovascular Diseases and Stroke を策定し、医療インフラ強化や早期発見の促進等を通じ、がんに対する医療体制の改善に取り組んでいる。

本事業は、ミゾラム州において、がんの予防、検診、治療、人材育成、研究等の総合的ながん対策体制の構築を支援するものであり、インドにおけるがん対策体制のモデル事業となることが想定されている。かかる状況から、本事業を通じて構築されるがん対策体制がモデルケースとしてインド国内で展開されていくために、事業形成段階における中央政府との連携は極めて重要である。よって、本調査及び本事業実施段階において、中央政府が進める取り組みの概要や課題の把握を行うとともに、有効と思われる巻き込み方法を JICA に対して提言し、その実現に向けて、実施機関及び JICA と協働して協議を行うこととする。

(20) JICA 既往案件との連携可能性検討

本事業の効果的な実施のため、インド国内における JICA による既往案件（有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト、民間連携事業を含む）との連携の可能性を具体的に提案する。例えば、技術協力「タミル・ナド州非感染性疾患対策プロジェクト」との連携について、同技術協力で実施予定の現地研修および本邦研修にミゾラム州行政官、医師等を派遣することや、同技術協力で育成したタミル・ナド州の行政官および医師による、ミゾラム州への経験共有等は有効と考えられるため、この詳細について検討・提案する。

(21) 現地医療従事者のニーズとインセンティブの把握

ミゾラム州におけるがん対策体制構築上の課題の一つとして人材不足がある。その課題を解決するには、人材育成や人材配置増にとどまらず、医療従事者のインセンティブにも着目する必要がある。本事業で整備するがん病院・研究センターで勤務することに対して医療従事者が魅力を感じられない場合に、十分な質・数の人材が確保できなくなる他、人材育成への投資がミゾラム州に裨益しない恐れがある。よって、育成した人材がミゾラム州に残るインセンティブがあるか、現在はミゾラム州外で勤務するがん専門医療人材が U・I ターンしてミゾラム州で勤務するインセンティブがあるか等、本調査の中で積極的にインタビュー調査等を行い、現状の医療従事者のキャリアステップの状況を明らかにしつつ、財政面での対応等を含め、優秀な医療従事者がミゾラム州の公的病院（特にミゾラムがん病院・研究センター）で勤務するインセンティブを高められるような有効な対策を提案する。

(22) 迅速化に向けた提案

実施機関より、本調査及び本事業の更なる迅速化に向けた要望がなされていることを踏まえ、プロポーザルにて本調査及び事業本体の工期の効率化を通じた短縮の可能性を検討・提案する。

(23) 現地調査について

現地調査の日程は以下の通り想定しているが、次項（24）にも記載のとおり、変更となる可能性がある。

- ・ 第一回現地調査：2021 年 10 月頃
- ・ 第二回現地調査：2022 年 1 月頃

また、第二回現地調査については円借款事業としての審査のための情報収集（F/F：Fact Finding）を JICA が実施するに際し、同席や協力を求める場合がある。

(24) 新型コロナウイルスの影響

新型コロナウイルス感染症の流行により、調査の多くが日本国内での作業となることが想定される。また、予定している現地調査の見直し、国内作業への振替が生じる可能性がある。調査中は、現地関係機関とのオンラインミーティング等を頻繁に実施し、円滑なコミュニケーションと情報共有を行うよう努める。また、コロナ対策に関する現地の法令・ガイダンス等を踏まえ、下記の通り、コスト積算、実施スケジュール、コンサルタント TOR に反映するようにする。

- 1) 現地の法令・ガイダンスや対外公表されている建設現場におけるコロナ対策を参考に必要となるコロナ対策費を積算に含める。また、契約後の事象の変化に対応するための暫定金額を計上する。

現実的な実施スケジュール、コンサルタント MM となるように留意しつつ、必要な TOR を作成する。

第6条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成し、JICAに提出する。

(2) インセプション・レポートの作成・協議

- 1) 借入国政府からの要請関連資料及び既存調査結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。特に先行調査における課題点や更新が必要な箇所を整理し、借入国政府側にて検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料、情報、データをリストアップし、全体調査計画に反映する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成し、JICAに事前確認を求める
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、実施機関、関係省庁・機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・必要性の確認・整理

対象事業の背景や必要性を確認・整理するために必要な情報収集、分析を行う。一般的に必要となる事項は以下のようなものであるが、対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正すること。

- ・ 借入国の開発計画、当該セクターの上位計画等における事業の位置づけ
- ・ 事業対象地域及びその周辺の経済・社会・環境の状況（当該地域の開発計画、産業構造、人口分布、自然保護区域の有無、等）
- ・ 対象事業と関連する需要／普及率調査（がん発生率、がん死亡率、がん5年生存率等、がん発見時のステージ進行度、部位ごとのがん発生数等）

事業の必要性及び妥当性の検討にあたっては、対象事業が単なる施設整備に留まらない総合的ながん対策体制の構築という観点を踏まえた検討とする。また、対象事業は総合的な地域がん対策体制構築のインドにおけるモデルケースとなることを目指していることから、対象事業がモデルケースとして他州へ展開できる可能性についても、確認・検討する。

(4) プロジェクトの基本スコープの確認

実施機関より提出された DPR について、記載されているプロジェクト基本スコープに関する事前レビューを行い、それらの妥当性および DPR 作成後の状況の変化や課題が生じている事項、今後検討を要する事項を明らかにし、これらを取りまとめる。現行の DPR は「がん病院・研究センター」の施設整備を中心とした計画となっているが、本事業では施設整備に加えて、州内で必要ながん治療が完結できるようがんの予防、検診、治療、人材育成、研究等も含めた総合的ながん対策体制の構築を行うことを念頭におく必要があり、かかる観点から DPR の内容を再確認・検討し、JICA と事前協議のうえ、インド側に提案を行う。

(5) インドにおける NCDs 及びがんを中心とした保健医療セクターの基礎情報と関連政策の把握

過去のインド政府における調査及び The Lancet が発行している論文等の情報を踏まえ、特に NCDs 及びがんを中心としたインドの保健医療セクターの現状・課題及び関連政策とその動向について確認する。収集する具体的な基礎情報としては、国の NCDs 対策体制、NCDs の発生数、国のがん対策体制、がん患者データの管理方法、がん発生率、がん死亡率、がん5年生存率、がん発見時のステージ進行度、部位ごとのがん発生数等を想定している。これらの課題等を把握するにあたっては、可能な限り数値データを基に示し、他国との比較を行い、地域的・世界的なインドの位置付を明確にしながら行う。

また、NCDs 及びがんに関する現地政策の達成状況と基礎保健指標等を確認する。

(6) ミゾラム州における NCDs 及びがんを中心とした保健医療セクターの基礎情報と関連政策の把握

過去の調査等の情報を踏まえ、特に NCDs 及びがんを中心としたミゾラム州の保健医療セクターの現状・課題及び関連政策とその動向について確認する。具体的には、州の NCDs 対策体制、NCDs の発生数、州のがん医療体制、がん患者データの管理方法、がん発生率、がん死亡率、がん5年生存率等、がん発見時のステージ進行度、部位ごとのがん発生数、病院利用者の属性、病院へのアクセシビリティ等を想定している。これらのミゾラム州が抱える課題等を把握するにあたっては、可能な限り数値データを基に示し、インド国内他州・他国との比較を行い、国内・国外におけるミゾラム州の位置付を明確にしながら行う。特にインド北東部地域の他州に関しては同様の基本情報を収集し、現状・課題及び関連政策について確認する。

関連政策については、ミゾラム州の保健セクターにおける課題の中でがんが最大の課題と位置付けているため、その理由についても取りまとめる。

また、同州政府が策定予定の State Health Policy について情報収集を行い、政策提言を行うことを念頭に内容を分析し、提言内容を取りまとめる。

(7) インドにおける NCDs 及びがん対策にかかる他ドナー（世界銀行、アジア開発銀行、欧州開発銀行等）、民間企業の動向把握

インドの NCDs 及びがん対策に関連する保健医療セクターにおける他ドナーの支援状況、課題、今後の計画について確認を行う。また、当該セクターにおける民間医療関連企業の PPP 事業等のビジネス展開の現状、課題、今後の計画等について情報収集を行う。

特にミゾラム州について、NCDs 及びがん対策に関連する保健医療セクターにおける他ドナーの支援状況、課題、今後の計画について確認を行う。また、当該セクターにおける民間医療関連企業の PPP 事業等のビジネス展開の現状、課題、今後の計画等について情報収集を行う。

加えて、民間企業と他ドナー以外にも、インド及びミゾラム州における NGO 等を含む保健事業の関連組織についても事業展開の課題、現状、今後の計画等について情報収集を行う。

(8) ミゾラム州におけるがん対策体制構築における日印間の連携可能性検討

本事業の効果的な実施のため、日本国内において、病院設計・運営管理（動線や患者に配慮した施設設計、医療従事者の 5S・カイゼン、衛生管理に考慮した機材配置や検査プロセス等）、地域がん対策体制の構築事例や、特にミゾラム州で症例が多い種類のがんへ対策や研究等において活用できる知見・ノウハウがあるかを調査し、本事業における活用方法を検討する。日本国内の知見・ノウハウの情報収集のために各

所（自治体、本邦企業、学術機関等）にヒアリングを行う場合、事前に十分 JICA と調整の上、実施する。

日本政府の健康・医療の国際展開に向けた各種取組について把握し、本事業との連携可能性について具体的に検討、提案する。

さらにインドに進出している日系の医療メーカーとの連携可能性も検討し、提案する。

（９）インド及びミゾラム州におけるがん対策（予防・検診・治療・人材育成・研究等）の体制にかかる課題の特定と解決アプローチの検討

調査の初期段階で、インド及びミゾラム州のがん対策システム（予防・検診・治療・人材育成・研究等）における本質的課題は何であるのか特定し、それらの課題の背景にある要因の洗い出しと、解決の優先度を検討し、特にミゾラム州における具体的な解決アプローチを検討する。課題の特定に際しては、第6条（6）にて判明したミゾラム州のがんに関連する各種数値について、他州及び他国との比較を踏まえたものにすることに留意する。課題を特定した段階で JICA に報告を行い、調査の方向性について協議・確認を行う。

なお、人材における課題は、第5条（21）に記載のとおりミゾラム州における人材不足を一つとして、医療従事者のインセンティブや現行の育成体制に着目し、ヒアリング等含む調査を行う。具体的な調査内容は、人材育成段階の課題、人材配置に関する課題、ミゾラム州で育成された医療従事者のミゾラム州定着率の課題とその理由、他州からミゾラム州に医療従事者が流入しない理由等を想定しており、人材不足が発生する理由を体系的に把握できるものとなるように留意する。

（10）地域がん対策体制構築に向けたアクションプラン（予防・検診・診断・人材育成・研究等）

調査で判明した地域がん対策体制構築のために解決すべき優先課題を踏まえ、本事業のコンサルティング・サービスによる支援を受けてミゾラム州政府が実施することを念頭に、ミゾラム州におけるがんの予防・検診・診断・人材育成・研究等の活動を構築・強化するアクションプラン（国別・課題別研修の活用の提案等も含む）を策定する。また、プランの策定にあたっては、将来的に他州にも展開することを念頭に、州ごとの状況に応じてカスタマイズできる要素、及び他州にも適用可能な一般化できる要素を検討する。

計画策定にあたってはミゾラム州政府と十分なコミュニケーションを取り、要望や意向を反映することに留意する。検討するにあたっては、第6条（11）のとおり中央政府の意向も踏まえたものとすることに留意する。

（11）地域がん対策体制構築のモデルケース化にかかる中央政府との連携の確認

第6条（10）で策定するアクションプランについて、他州展開を行うために、中央政府が策定している政策等との親和性、連携可能性を確認し、中央政府とのコミュニケーションを図り、具体的な展開計画を提言する。中央政府に対し本事業の意義について説明を行う必要性が発生することも想定されるため、実施意義についてまとめた簡易資料を作成する。また、ミゾラム州政府と中央政府とが協議等行う際は、その場における情報提供や資料作成等の補助を適宜行う。

（12）自然条件調査等

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡

張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査等を行う。既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際は下記に該当する調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

具体的な自然条件調査等の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、所用期間等）については、下記において特段の指定がない限り、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。調査開始後に、実施機関が保有していることを想定していた情報が存在しない等の自体が生じた場合は、追加的に必要な調査について、契約変更の対象とする。

- 1) 気象・風況調査
- 2) 自然災害調査
- 3) 地形測量
- 4) 地質調査

なお、ミゾラム州が丘陵地帯であり、かつ雨量も多いことから、施設建設上の問題とならないよう地形調査及び地質調査については特に注意深く実施すること。また、現在及び将来の気候変動への脆弱性も十分に勘案し、設計に用いるデータの検討等を行うこと。

(13) 環境社会配慮に係る調査

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」）に基づき、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。特に医療施設の供用に伴う医療廃棄物、放射性廃棄物、排水等の処理方法及び実施体制について確認を行うとともに、取り扱う微生物・病原体に応じたバイオセーフティレベルと運営体制について確認すること。

報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019年11月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に関する主な調査項目は、以下のとおり。本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

1) ベースとなる環境社会の状況の確認

汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。また、隣接する地域で環境社会配慮調査が過去に実施されている場合には、既存のデータも参照しつつ必要な情報・データを収集すること。

2) 借入国政府の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
- ・当国の制度における手続きや所要期間
- ・「JICA 環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法
- ・関係機関の役割

3) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲

並びに調査方法について決定すること)の実施

- 4) 影響の予測(基本的に定量的予測を含む)
- 5) 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討
- 6) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- 7) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用、「モニタリングフォーム等」(案)の作成
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化
- 9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がされるよう支援する。)

(14) 用地取得・住民移転にかかる計画案の作成

「JICA 環境社会配慮ガイドライン」及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下1)～12)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2019年11月)」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)と乖離がある場合、その解消策を提案する。

なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、地籍・財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 8) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務
- 9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 10) 費用と財源
- 11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 12) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個

別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(15) 代替案の検討

上記各種調査や先行調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性、施工性、維持管理、環境社会面の影響の回避・最小化等の観点から、「プロジェクトを実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う（下記において特に指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行うこと）。

- 1) 建設方式
- 2) 建設地

(16) 概略設計

上記各種調査や先行調査等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計実施にあたっては、当該事業に係る設計方針を提案し、JICA本部へ協議・承認を得るとともに、先方実施機関からの合意を得る。概略設計の熟度向上のために実施機関とのすり合わせは十分な期間を確保し、協議後に必要な修正を繰り返し行うこと。

また、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

1) 基本設計の方針

施設需要、自然条件、インフラ・現地建設事情、施工後の維持管理、提供する医療内容、病院の品質管理、運営体制等の諸条件を整理した後、基本設計の方針（意匠、構造、設備及び医療機材にかかる対応方針）を策定し、併せて設計基準を設定する。その際、実施機関作成のDPRを所与とせず、必要な調査を行ったうえで方針を策定し、施設構造や設置すべき機材については先方の要望を踏まえ検討を行うこととする。

2) 概略設計図

- ① 設計方針を概略設計図に具体化する。概略設計図には最低限以下の項目を含むこととする。
- ② 施設概要（規模、構造、設備を含む）
- ③ 配置図
- ④ 平面図
- ⑤ 立面図
- ⑥ 断面図
- ⑦ 外構図（駐車場、外来患者アプローチ計画含む）
- ⑧ 外観図
- ⑨ 仕上の仕様
- ⑩ 設備仕様

3) 施工計画

- ① 重機・資機材用の工事仮設道路や工事の安全対策についても検討する。
- ② 施工管理の方針
- ③ 施工上の留意事項
- ④ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ⑤ 施工管理計画
- ⑥ 品質管理計画
- ⑦ 施工工程表
- 4) 資機材等調達計画
- 5) 機材概要
- 6) 数量
- 7) 仕様
- 8) 品質管理計画
- 9) 調達工程表
- 10) 完成予想図

(17) 事業実施計画の策定

1) 施工計画（仮設・架設を含む）

建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。施工計画の策定に当たっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえる。想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮する。また、将来的な施設運用計画の方向性を確認し、必要に応じ構造計画における耐荷重設定や増改築に対処可能な計画とする。計画地の地質、及び今後の構造物増設計画の可能性等によっては、造成地盤の残留沈下及び不同沈下の発生抑制のため、実施機関とは造成地盤の品質管理基準の設定についての対応策を予め協議しておくこと。

2) 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

安全対策に係る借入国の法令及び「JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021年2月）を確認の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を提案する。また、治安上の安全対策として必要な経費が発生する可能性がある場合は JICA から提供される「安全対策ガイダンス」（2019年4月）を参照しつつ、事業費に計上する。

3) 特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法

特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法がある場合には、施工計画の中で明確にする。

4) 必要な資機材の調達事情

事業で使用する主な資機材について、借入国、隣接国又は第三国での調達可能性を整理する。

5) 資機材調達計画

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する（施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含む。）。計画地の地理的条件から内陸輸送に関する状況を調査する。具体的には輸送経路となる道路幅員、舗装状況や経路上の橋梁の耐荷重等内陸輸送に関する条件の確認を行う。

6) 事業実施スケジュールの策定

施工計画、資機材調達計画、相手国政府の手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。その際に、各コンポーネントの基本設計、詳細設計、入札書類作成、事前資格審査（PQ）、PQ 評価、入札期間、入札評価、契約交渉、契約締結の各項目の時期・期間、工事実施時期・期間がわかるようにする。また、コンサルタントの選定手続きの各項目（ショートリスト・招請状・TOR 作成、プロポーザル作成期間、プロポーザル評価、契約交渉、契約締結）の時期・期間もわかるようにする。また、完成の定義は全ての施設の「施設供用開始時」とする。また、施工・調達にあたって重要な項目及び環境社会配慮や森林・耕作地（休耕地を含む）、使用許可、用地取得等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。その際には、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事用道路構築等に要する期間について適切に反映する。なお、スケジュール作成にあたっては、モンスーン時期、州政府による事業サイト周辺インフラの整備状況、実施機関・地元施工業者の能力、国道の封鎖活動等の地域特有の事情を十分に踏まえたうえで、現実的なものを設定する。土地造成の事業実施スケジュールについては、工事遅延が発生しないよう、造成規模及び盛土材料の採取地から工事現場までの運搬歩掛（運搬m³/日）を十分に精細する必要がある。特に基礎工事の進捗は天候に大きく影響されるので降雨量やその時期を十分確認のうえ、無理の無い工事工程の策定を行う。

(18) 本邦技術の活用可能性の検討

1) 事業における技術的ニーズ

本事業に要請される建築施工及び保健医療分野における技術的なニーズ（施工性、維持管理性、耐震性・耐風性、病院間情報共有システムなど）を整理する。

2) 活用可能な本邦技術・工法

本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。また、競合国企業の技術レベル、施工実績等も整理する。

なお、本邦企業に優位性があると考えられる技術として以下を想定するが、提案を求める技術を以下に限る趣旨ではない。

・免震構造 等

3) 借入国が活用を希望する本邦技術・工法

借入国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。

4) 本事業で適用されるべき本邦技術・工法

上記検討、及び先方関係省庁・機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、提案する。

(19) 事業費の積算

事業費については、以下に従って積算する。なお、本概略事業費は「第6条(4)」にて検討される本事業のスコープについて算出するものである。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。但し、調査を進めていく過程で、「第6条(4)」にて検討される本事業のスコープの積算の範囲とその精度については必要に応じて別途 JICA と協議の上決

定する。また、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。このうち、下線部についてはその算出方法を JICA から指示することがある。なお、資機材費の積算においては、インド国内の実勢価格動向を調査するとともに、国際的な価格動向を十分に調査すること。

- ① 本体事業費
 - ② 本体事業費に関するプライスエスカレーション
 - ③ 本体事業費に関する予備費
 - ④ 建中金利
 - ⑤ フロントエンドフィー
 - ⑥ コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
 - ⑦ その他 1（融資非適格項目）
 - ア) 用地補償等
 - イ) 関税・税金
 - ウ) 事業実施者の一般管理費
 - エ) 他機関建中金利
 - ⑧ その他 2（融資非適格項目※）
 - ア) 完成後の委託保守費
 - イ) 初期運転資金
 - ウ) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
- ※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

2) 事業費の算出様式

事業費については、別途 JICA から提供されるコスト積算支援システム(Excel ファイル)の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。なお、コスト積算支援ツールの動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している (Macintosh は推奨しない)。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009 年 3 月版）」を参照する。

4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009 年 3 月版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

5) 直接工事費・諸経費の内訳

直接工事費の内訳 (Bill of Quantity: BQ)、諸経費 (共通仮設費、現場管理費、一般管理費等) の内訳について、算定根拠 (バックデータ、適用した積算基準等) とともに JICA に提出する。

なお、直接工事費の内訳 (Bill of Quantity: BQ) は、予備設計レベル (百番台) と同等以上に細分化すること。

また、諸経費 (共通仮設費、現場管理費、一般管理費等) については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする (積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること)。

6) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、事業目的の達成を前提としてコスト縮減の

可能性がある事項を整理し、コスト削減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。特に主要な本邦技術・工法については、従来技術・工法とのコスト比較は必須とする。

7) 類似事業との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーや借入国政府等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として報告書には記載せずに別途 JICA に提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- ・ 設計条件・仕様
- ・ 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

8) DPR におけるコストとの比較

実施機関の作成する DPR と本調査において算出されたコストを比較し、差異が見られる場合には、その根拠を詳細に JICA 及び実施機関へ説明する。

9) 資機材価格の高騰可能性

資機材価格が高騰し、事業費が当初想定額を大幅に上回るケースが幾つかみられる。本概略事業費の積算にあたっては、現在から工事完了までの資機材価格の高騰可能性について検討し、その事業費への影響につき感度分析を行う。

(20) 調達計画の策定

概略設計、施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。検討にあたっては「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン(2012年4月)」、及び各種標準入札書類の内容を踏まえること。なお、下記2)～4)の内容については報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。調達する医療機材を検討する際には、本邦企業が優位性のある機材の導入余地を念頭に、必要に応じて該当する本邦企業（現地法人を通じた販売を行っている場合は、同現地法人を含む）からのヒアリング等を行うこと。なお、本邦企業製品・機材導入検討の際には、スペアパーツや維持管理対応の可否も（代理店の有無はじめ）検討すること。

1) 借入国における当該類似事業の調達事情

- ・ 当該事業で実施される類似の工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
- ・ 現地施工業者の一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
- ・ 現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）

2) 入札手法、契約条件の設定

- ・ 調達方式
- ・ 契約約款（デザイン・ビルド方式を提案する場合、その必要性・適切性の説明も示すこと）
- ・ 契約条件書等の設定の基本方針
- ・ 適用する JICA 標準入札書類 等

- 3) コンサルタンの選定方法案
 - ・ ショートリストの策定方法
 - ・ コンサルタンのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等
 - ・ コンサルタント選定にかかる Request for Proposal 作成支援
- 4) 施工業者の選定方針案
 - ・ PQ 条件の設定
 - ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
 - ・ Local Competitive Bidding（LCB）の採否 等

(2 1) 事業実施体制の検討

1) 実施機関の体制（組織面）

実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制等を整理する。

2) 実施機関の体制（財務・予算面）

実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

3) 実施機関の体制（技術面）

実施機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材等を整理する。

4) 実施機関の類似事業の実績

実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）・課題を整理する。

5) 実施段階における技術支援の必要性

事業実施体制について、上記 1)～4) における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

6) 本事業に関係する各関係機関の確認

事業実施において関係する機関と、役割分担について整理する。

また、ミゾラム州の地域的ながん対策体制構築支援を行うに際し、他部局にまたがる事項については調整委員会を設ける等の工夫を行い、適時に意思決定がなされるように留意する。

(2 2) 運営・維持管理体制の検討

1) 運営・維持管理機関の体制（組織面）

運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

2) 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理することで、運営・維持管理体制の財務的持続性を確認する。

3) 運営・維持管理機関の体制（技術面）

運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域などを整理する。

5) 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

運営・維持管理体制について、上記 1)～4) における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっ

ては、技術的な支援の必要性について検討・提案し、JICA の審査実施に先立ち実施機関から概ねの合意を得る。

6) 本事業に関係する各関係機関の確認

本事業の運営・維持管理において関係する機関と、役割分担について整理する。

7) 本事業で調達する資機材の運営・維持管理

本事業で調達する資機材の運営・維持管理を行うために必要な技術者及びスペアパーツ等の確認と、入手可否について確認する。

(23) 財務計画

実施機関及びミゾラム州がん病院・研究センターの事業実施及び運営・維持管理に必要な資金額と資金手当ての方法について検討を行う。

1) ミゾラム州政府の予算手当

本事業費のうち融資非適格項目に係る費用、本事業の運営・維持管理費用、及び関連事業を含む実施予定事業の費用等に対して、ミゾラム州政府の財源確保状況について調査する。

2) 実施機関の財務情報

実施機関及びミゾラム州がん病院・研究センターの収入・支出、資産・負債等の財務情報を入手し、財務健全性について調査・分析する。また、ミゾラム州の貧困率について確認するとともに、医療費の設定について、所得階級に応じた配慮がなされる計画になっているか確認する。

3) 実施機関及びミゾラム州がん病院・研究センターの中長期的な収益収支及びその持続性

実施機関及びミゾラム州がん病院・研究センターの収益収支の将来予測を行い、中長期的な財務持続性を検証の上、改善が必要な場合はそのための提案を行う。

(24) コンサルティング・サービス

上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（組織能力強化、詳細設計、入札補助、施工監理、医療従事者等の能力強化・人材育成、地域がん対策体制構築支援等）の内容とその規模（業務人月）について提案する（コンサルタント TOR（案）の作成を含む）。提案内容については報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。TOR 案には、背景、目的、詳細な業務内容、スケジュール（瑕疵担保期間を含む）、必要な専門家（経験年数、資格、個々の専門家が担うべき業務）、実施機関からの必要なサポート、レポート作成、「コンサルタント雇用ガイドライン」（2012 年 4 月）に基づく必要な記載事項（Required of JICA）等を含める。なお、TOR 案の作成の留意事項と TOR のひな形は別途機構より提示するので、その指示に従うこと。

また、実施機関に説明を行うことを目的として、事業実施にあたってのコンサルティング・サービスの必要性と実施意義につき、端的に整理して JICA に提出する。

(25) 実施機関負担事項の確認

1) 用地の取得・確保（作業用地、土取り場、土捨て場等を含む）

工事実施に必要な用地について、所有者、規模、位置、アクセス方法、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土取り場、土捨て場については、位置、規模の概略を確定する。

2) 住民移転

住民移転について、地籍図を基に合法・非合法別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

3) 支障物移設

支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）、占有物件管理者・実施機関の責任・役割を整理する。

4) 事業実施に必要な許認可

事業実施に必要な許認可（建築確認申請等）について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。ミゾラム州に入域するにあたり許認可とその取得のための手続きが必要となる可能性があるため、確認の上適宜対応する。

5) 工事实施上の規制（工事安全、環境等を含む）

工事实施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

(26) 意思決定プロセスの合理化

1) 意思決定プロセスの確認

事業実施期間（調達及び建設工事）における意思決定に係る政府内承認プロセスを確認する（メンバー、開催頻度、承認期間、TOR等）。

2) 意思決定プロセスの合理化の提案

一定の事項につき実施機関の事業実施部門に決裁権限を持たせる等、意思決定プロセスの効率化を提案し、合意形成をする。その際に、州政府と当事業実施組織の権限範囲が明確に分断されていることに留意する。

(27) ジェンダー視点に立った調査と計画策定

1) 現状把握

事業対象地域のジェンダーに関連する社会規範・慣習を踏まえ、本事業で想定する裨益者の男女で異なるニーズや課題等について調査する。また、実施機関における女性の雇用促進や管理職割合、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確認するとともに、他ドナー実施分も含む類似事業における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。

2) 上記を踏まえた実施機関との協議

上記の調査実施後、実施機関との協議を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための取組み（本事業におけるジェンダー視点に立った設計・仕様・取組の反映、本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、等）の事業内容への反映を検討する。加えて、住民説明会におけるジェンダーバランスの担保、男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な把握、寡婦世帯・女性世帯主世帯など特に脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置等の方策につき、検討する。

具体的な検討に際してのステップは以下の通り。

①本事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための設計・仕様・取組を特定・設定する。

②ジェンダー視点に立ったアウトプット（運用・効果）設定の必要性を検討する。

③ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保し測定するための運用・効果指標を設定する。

また、Gender Assessment Report 等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

3) 特に本事業において必要な検討

- ・女性等への暴力防止、就労推進のため、女性の視点やニーズを踏まえた設備整備検討。(例：女性専用脱衣所、控室、待合室、カウンセリングルーム、授乳室等の設置検討や、乳がんや子宮頸がん検診等の際に人目につかない動線作り等)
- ・セキュリティの確保。(例：施設内や周辺の通行路の安全性確保を目的とした女子更衣室及び女子トイレの設置場所検討)
- ・女性患者・医療従事者のニーズや使用の簡便性などに留意した機材導入の検討(例：使用済み生理用品の衛生的な処理を考慮した小型焼却設備の導入等)。
- ・女性のリーダーシップ人材育成、意思決定参画にも貢献できる仕組み、ジェンダーベースドバイオレンス研修の検討等。
- ・施設整備上、可能な包摂性の視点からの配慮の検討(施設自体が障害者等の利用を排除しないような配慮等)(例：様々な障害者(視覚障害、肢体障害等)への対応を想定したユニバーサルデザインの導入。サインや、設置位置等、アクセスや情報伝達について具体的な障害の種類を念頭に十分な設計上の配慮等。)

(28) 免税措置の確認

当国での先行する円借款事業における免税対応も参考に、本事業における当国の免税措置について、当国の法制度を参照しつつ、確認する。

(29) 本事業実施にあたっての留意事項の整理

本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。なお、プロジェクト実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調査関連資料」として、別途JICAに提出する。

1) インド国における当該類似業務の調達事情

- ・一般土木・建築工事の入札と契約にかかる一般事情
- ・現地コンサルタント(詳細設計、施工監理)の一般状況
- ・現地施工業者の情報

2) 入札手法、契約条件の設定

- ・契約、契約条件書等の設定の基本方針等

3) コンサルタントの選定方法

- ・International Consultants の採否等

4) 施工業者の選定方針

- ・PQ : Pre-Qualification 条件の設定
- ・LCB : Local Competitive Bidding の採否
- ・入札パッケージ(発注規模、工種別の発注等)の考え方等

5) 事業実施上の留意事項の整理

- ・既存運営事業者との調整
- ・HIV 対策
- ・軍事利用の回避 等

(30) 本邦企業説明会の実施

本事業に関する本邦企業説明会開催に当たって、資料案を作成のうえ、JICA 本部の確認・承認を得る。また、JICA 本部の指示のもとで必要に応じて企業説明会実施にかかる運営事務（案内、議事録作成、企業等への連絡・調整等）や説明会会場における質疑対応等を行う。会場は原則、JICA の施設を利用する（オンラインになる可能性もある）。

目的：本邦企業に対する事業説明と参画意向の確認

実施時期：「第7条 成果品等」に規定する DFR の提出前（3 月頃を想定）

回数：参加企業の予定に合わせて 1-3 回

規模・参加者：過去に医療分野／建設分野で事業実施経験、または医療機材の納入経験のある企業複数社

（3 1）プルーフエンジニアリング実施のための資料作成
本項目は該当しない。

（3 2）COVID 19 による影響に配慮した計画策定

コロナ対策に関する現地の法令・ガイダンス等を調査し、これらを踏まえて、下記の通りコスト積算、実施スケジュール、コンサルタント TOR 等に反映する。

- 1) コスト積算：現地の法令・ガイダンスや対外公表されている建設現場におけるコロナ対策を参考に、必要となるコロナ対策費を積算に含める。また、事業実施中の感染拡大状況の変化に対応するための暫定金額を計上する。
- 2) 実施スケジュール、コンサルタント TOR・MM 策定：上記法令等を踏まえて、現実的なスケジュールならびに必要な TOR を作成する。

（3 3）事業効果の検討

本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価する。なお、IRR の算出は、別途 JICA から提供される IRR マニュアルを参考とする。（同マニュアルは公示の際に貸与資料扱いとし、契約締結後正式に配布扱いとする。）

1) 定量的効果

① 内部収益率（IRR）

本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。また調査対象事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。算出に当たっては JICA から提供される「IRR（内部収益率）算出マニュアル」に準拠すること。なお、IRR 算出にかかる以下の詳細については報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。

- 計算根拠（算出にあたっての仮定・前提、単価・プロジェクトライフの設定根拠等を含む）
- 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）

② 運用・効果指標

「資金協力事業 開発課題別の指標例（JICA、2020 年 2 月）」を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の 2 年後をめぐとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。なお、本事業における運用・効果指標としては下記等を想定するが、これらの想定する指標設定の妥当性についても十分検討し、これ以外にも事業の目的の達成を測るのに適切と考えられる有益な指標があれば適宜提案すること。

- 病床数（床）

- ミゾラム州におけるがん手術件数（件）
- 州外への患者移送件数／年（人）
- がんに関する治療を受けた患者数／年（人）
- がん専門医・看護師の育成（人）

また、「第6条（27）」に記載のとおりジェンダーに関する課題を確認し、本事業により改善が見込まれる場合はこれらに関する指標を含めることを積極的に検討する。

指標の根拠となる数字は定期報告など実際にインド側で運用されている情報とするなど、その入手が困難なものにならないよう留意する。

2) 定性的効果

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠と共に、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業（本事業における受注企業以外）への裨益効果についても検討する（例：借入国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益、等）。

なお、本事業における運用・効果指標としては下記等を想定するが、その他にも医療体制の改善を効果的に測ることができると思われる指標を提案する。

- ミゾラム州のがん予防・検診・治療へのアクセス改善
- がん研究の推進

（34）情報管理システムの確認、検討

がん病院・研究センターの施設内、下位医療機関含む病院間情報管理の状況を分析した上、ITシステムの導入を検討する。病院間の統一的なHMIS（Hospital Management Information System、病院管理情報システム）の導入可能性や、本事業において適切なIT化の在り方について、これまでのIT化取組状況と課題等も踏まえ検討を行う。

（35）レポート等の作成・協議

1) 上記の作業を踏まえて、「第7条 成果品等」に記載の各レポートを作成のうえ、JICA本部に確認・承認を得ることとする。

2) 現地調査の冒頭には、レポート内容について先方関係省庁・機関に対し内容を説明し、協議・確認する。また借入国にJICA事務所がある場合は、当該事務所に対しても内容の説明を行う。

当国関係省庁・機関の事業承認に必要な情報を提供するために、別途JICAが指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

第7条 成果品等

（1）調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。また以下の3)～5)のレポート提出時には、概要をレポートとは別に作成し、データにて併せて提出することとする。なお、3)～5)のレポート提出時期については、各1回の提出前提に、より合理的な提出時期をプロポーザルで提案することを妨げない。

また本契約における最終成果品は、5) 準備調査報告書及び6) デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICA本部に説明の上、その内容について承認を得るものとする。なお、当該説明については、打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、監督職員の

確認を得る。各成果品等の最終化は、実施機関及び JICA のコメントを反映したうえで行うものとする。

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 営業日以内

部 数：和文 3 部（簡易製本）

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容、事業背景情報、過去調査等の分析結果等

提出時期：調査開始後 1 か月以内

部 数：①ハード 和文 1 部、英文 2 部（簡易製本）

②ソフト（電子データ） 和文、英文

3) インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、事業実施の必要性、妥当性、インド及びミゾラム州保健医療セクターにおける事業の位置づけ、実施・運営体制、概略設計結果、環境社会配慮、自然条件調査等

提出時期：第 4 章（1）業務工程のとおり

部 数：①ハード 和文 1 部、英文 2 部（簡易製本）

②ソフト 和文、和文要約、英文、英文要約

4) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）（経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：第 4 章（1）業務工程のとおり

部 数：①ハード 和文 1 部、英文 2 部（簡易製本）

②ソフト 和文、和文要約、英文、英文要約

5) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）（経済財務分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：第 4 章（1）業務工程のとおり

部 数：①ハード 和文 5 部（製本）、英文 7 部（製本）、英文 2 部（簡易製本）

②ソフト 和文、和文要約、英文、英文要約

③CD-ROM 和文 2 部、英文 5 部、

※ファイナル・レポートについては、調査結果の要約を 10 ページ程度で取りまとめ、和文版、英文版の最初の部分に入れる。また、一定期間非公開となる情報を除いた英文（簡易製本版）2 部を作成し、調査終了後速やかに公開する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途 JICA と十分に協議の上決定する。

- コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報

- 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- 民間企業の事業や財務に関わる情報

6) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像。作成時には画像を格納するだけでなく、各画像に説明（キャプション）を付すこと。

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部 数：CD-ROM3 部

(2) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後 JICA に提出する。なお、インターネット上でデータの収集が可能なものについては、情報源として使用した URL を記載する。

(3) その他の提出物

1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録（M/M）を作成し、JICA に 5 営業日以内に提出する。JICA 本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10 日前までに配布資料（各報告書の和文要約を含む）を JICA に提出する。

2) 業務従事月報

JICA 規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 5 日までに JICA に提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しを JICA（現地調査の場合で現地に JICA 事務所がある場合は当該事務所の事務所長も含む）に速やかに提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、報告書に記載せず別途 JICA に提出することとした情報や、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(4) 成果品の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(5) 報告書作成にあたっての留意点

- 各報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 各報告書の作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 各報告書が特に分冊形式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を

払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

- レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

(6) インド地図の扱い

報告書・成果品等において、インド及びパキスタンについては国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。その際、対応が困難もしくは不適当な場合には、JICA担当部署と協議のうえ、以下のいずれかの対応とする。なお、限定的な参加者へのプレゼンテーションの場合も同様の対応とする。MS Power Point等によるプレゼンテーション資料においても注意書を省略しない。

- 1) 国連地図²を複製使用する。複製使用に際し、加工を加えずに掲載する場合には、国連に使用許諾を得た上で、国連地図であることを明示して使用する。また加工を加える場合には、国連の名称及び地図番号を削除した上で、以下の注意書を加える。(国連の地図使用については国連地理空間情報局の使用許諾に係るガイドライン³を参照)。

①データの参照元が国連である

②当該加工はJICAによるものである領土、国境等に関するJICAとしての公的な見解を示すものではない⁴

- 2) 各国が主張する国境と実効支配線を全て表示するとともに、主張に相違がある地域(カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域)については、配色等でどの国の領土であるかを示さない(上記「1)」で示した国連地図と同様の対応)。やむを得ず配色しなければならない場合は、キャプション表示等により議論のある地域を覆う工夫を加える。また、領土、国境等に関するJICAとしての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。

² <http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm>

³ <http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/about.htm>

⁴ 記載例 “This map, based on a UN map, modified by JICA. The depiction and use of boundaries, geographic names and related data shown on map do not necessarily imply official endorsement or acceptance by JICA”

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年8月中旬より業務を開始し、下記の期日までにそれぞれの報告書を提出する。

- 1) インテリム・レポート：2021年11月15日まで
- 2) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）：2022年4月15日まで
- 3) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）：2022年10月14日まで

(注) ドラフト・ファイナル・レポートの提出、合格通知後に、円借款審査の進捗に応じてファイナル・レポートの提出までに記載内容の見直し・追加、電子データによる再提出を求める可能性があります。その作業にかかる業務従事者の配置も考慮に入れてください。

(2) 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

1) 業務量の目途

合計 26.65MM(現地 8.30MM、国内 18.35MM)

2) 業務従事者の構成（案）

本調査には以下に示す各分野の担当事項を担当する団員が参加することを基本とする。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切と考える分野構成がある場合、プロポーザルにて提案することを認める。ただし、評価対象としている分野は必ず含めること。

- ①業務主任者／がん対策体制構築（評価対象者）（2号）
- ②施設建設計画・設計（評価対象者）（2号）
- ③設備計画（電気・機械・給排水・衛生）
- ④施工計画／積算（施設）
- ⑤医療機材計画／積算（機材）
- ⑥病院運営・管理
- ⑦医療機材運用・維持管理
- ⑧人材育成／ジェンダー
- ⑨経済財務分析
- ⑩情報管理・IT
- ⑪環境社会配慮
- ⑫自然条件調査

(3) 現地再委託

以下の調査については、経験・知見を豊富に有する現地の機関・コンサルタント/NGO等に再委託して実施することを認める。

- ・ 気象・風況調査
- ・ 自然災害調査
- ・ 地形測量（基準点測量、水準測量、トラバース測量、航空測量（航空レーザ測量）、衛星画像解析、深淺測量、地形判読）
- ・ 地質調査（ボーリング調査、現場・室内試験）

なお、現地再委託については「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2017年4月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うものとする。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価

格競争に参加を想定している現地業者の候補者名ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行う。

(4) 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

- ミゾラム州政府作成の Detailed Project Report

2) 公開資料

- インド国保健医療セクターに係る情報収集・確認調査報告書
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12149407.pdf>)

(5) 対象国の便宜供与

本調査実施にあたり、JICA 南アジア部から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、現地 JICA 事務所が関係諸機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための支援を行う。

(6) 機材の調達

業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

(7) その他の留意事項

1) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行う。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。